

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「身近な福祉保健活動の拠点」としての役割を果たしていきます。担当する「上大岡」「笹下」「日野第一」3地区の特徴や課題を把握し、地域の皆様や関係機関とその情報を共有しながら「港南ひまわりプラン（港南区地域福祉保健計画）」の推進と、より魅力的な地域となるよう取り組んでいきます。

- 1 高齢者、子ども、障害のある方とその家族が安全・安心にいつまでも暮らせる地域共生社会を目指します。特に独居や認知症の高齢の方々が住みやすいと思う街となるよう支援します。
- 2 地域の皆様が安心して相談できる「身近な相談場所」であることを心掛け、どんな些細な内容でもお客さまに寄り添い、親切・丁寧に向き合っていきます。
- 3 最新の介護サービスや子育て支援、障害サービス、地域のインフォーマルサービスなど多くの情報を収集し、地域の皆様への確かな情報を提供します。
- 4 地域の皆様が安心して介護サービスを受けられるよう、ケアプランを作る地域のケアマネジャーを支援します。そのためサービス事業所や医療機関、専門機関との連携に努めます。
- 5 担当地域は山坂や階段が多いため、介護予防・健康づくりが非常に重要です。住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けられるよう、地域の皆様の健康づくりに取り組みます。
- 6 高齢化により認知症の方が増えてきます。令和4年度から横浜市の認知症関係のモデル事業「チームオレンジ」を実施しています。地域の皆様や小中学校の教員・児童生徒、地元企業などに対し認知症を理解していただくよう取り組んでいます。帰る場所などがわからなくなった高齢者に役立つ「ひまわりホルダー」の周知や「見守り協力事業者」を増やし、地域の見守りの輪を広げ、誰にでも優しい地域となるよう取り組みます。
- 7 地域の皆様が安心して生活ができるように、行政機関や自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、シルバークラブ等、既存の団体とネットワークを構築し、地域の課題解決に向けて連携して取り組みます。また地域の様々な団体や企業にも働きかけ、更なるネットワークの拡大に努めます。
- 8 地域ケアプラザの登録団体間の交流を図り、つながりの輪をひろげるとともに地域の活動につなげ、その担い手になっていただくよう支援します。
- 9 高齢者、子ども、障害者など、地域に暮らす全ての方々に必要とされる事業を検討し、企画、

実施するとともに、つながりの輪を広げます。どなたでも気軽に参加できる居場所づくりに取り組みます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

港南中央地域ケアプラザの担当エリアには、区役所・警察署・消防署等の公的施設があります。地域の中の住宅街では小売商店が少なく、大型店舗や金融機関、公的施設がある上大岡駅、港南中央駅、上永谷駅周辺が住民の生活の基盤となっています。

そして鎌倉街道、環状2号線、笹下釜利谷道路の大きな3つの幹線道路が横断縦走し、地下鉄、京急線の鉄道の他、バス便も多く、交通網は充実しています。

主要道路周辺は平坦ですが、その反面、左右は急な山坂で道路幅も狭く、車が通れない場所もあることから、高齢者、障害者、乳幼児を持つ親にとっては外出や移動がしにくい状況が見られます。特に1970年代頃に開発された分譲団地や戸建ては高台にあり、当初から居住している世帯は高齢化を迎え、これから一層の見守りや支援が必要となってくると考えられます。

古い住宅と新しいマンションが混在する地域も多くあり、転入した若い世代と地域とのつながりが希薄となることが懸念されます。町内会館等の公的施設の立地が坂の途中や高台にあるところが多く、高齢者や障害者の利用が難しく、交流の場に参加しにくい状況もあります。

最近では、特別養護老人ホームやグループホームなどの福祉施設も増えてきており、日ごろのつながりや、災害時の連携などが重要です。地域と施設とのつながりは重点的に取り組むべきことと考えています。

港南区の高齢化率は29.0%で、担当エリアの上大岡地区24.3%、笹下地区24.8%、日野第一地区22.9%は区の高齢化率より低いですが、どの地区も町単位で見ると25%以上の地域が多くあり、高齢化率の高い地域は高台に集中しています。65歳以上の人口は港南区全域で61,987人、担当エリア内は12,179人（内訳：上大岡地区3,331人、笹下地区5,081人、日野第一地区3,767人）で区内10地域ケアプラザエリアの中で一番多く、港南区の65歳以上の人口の約20%を占めています。（横浜市統計ポータルサイトより 令和5年9月データ）

また、この地域は経済的に恵まれている住民が多いことも特徴です。

2 地域の魅力

(1) 各地区とも長く住んでいる方は「向こう三軒両隣」の関係が作られて、とても交流が盛んです。

(2) 連合自治会町内会・地区社会福祉協議会を中心として活動が活発で、連合自治会町内会に

加入していない方も参加できるようなサロン・祭りなどのイベントを多く開催し、子育て世代や転入者などとの地縁関係の強化を図っています。

- (3) 住民相互の助け合い活動である「福祉ネットワーク」も盛んで、「身近な地域での助け合い」が多く実施されています。
- (4) 山坂が多く、交通に関しての課題が多い地域ではありますが、住民が主体となって、課題に積極的に取り組まれています。
- (5) 高台が多く、富士山がみられる見晴らしの良いところが多くあります。
- (6) 地域の中に、区役所、消防署、警察署など行政機関、区民利用施設、保育園などが集まっています。
- (7) 上大岡駅を中心に、商業施設や金融機関が多く、そこを中心にバスが多く出ていることから生活がしやすいため、若い世代が増えており、活気があります。

3 地域の課題

- (1) どの地区にも子育て、高齢者、障害者の支援は必要であり、住民同士のつながりやお互いの顔の見える関係づくりが求められています。
- (2) とくに山坂や階段の多い地域の高齢者は、下肢筋力が低下すると活動の場やサロンなどへの外出ができず、閉じこもりがちになり、住み慣れた自宅での生活が困難になります。また、買い物や通院の移動手段などが課題となっています。
- (3) 当地域ケアプラザの担当エリアは、広く、上大岡地区や日野第一地区などからは地域ケアプラザは遠い位置になります。また、地域ケアプラザ周辺に居住されていても山坂があるため、徒歩でのアクセスが困難な方もいます。
- (4) 認知症の方への対応について、駅周辺の金融機関などの事業所からの相談が増加しており、これからの地域での見守りについて取り組んでいく必要があります。
- (5) 地域を先導してきた「担い手」が高齢化してきており、新しい「担い手」が必要とされています。
- (6) 坂の上の地域では空き家も増え、利便性の良い地域では、戸建ての後、ワンルームマンションができ、向こう三軒両隣の関係が薄れていく状況があります。
- (7) 今後予想される大きな地震を想定し、福祉避難所として防災に対する備えを充実させることが課題です。

4 具体的な取組

(1) 出張講座、出張相談の実施

ア エリアの周辺状況から、当地域ケアプラザを利用しづらい地域に向けて、利用しやすい区民利用施設や福祉施設等と連携しながら、地域ケアプラザ職員が出向き、相談支援や事業等を行うことで「身近な相談者」の役



出前講座

割を果たします。

今後も高齢化により認知症の方も増えることが予測されます。そのため「チームオレンジ」の取組により認知症についての理解を深め、地域の方々が安心して過ごすことができるよう努めます。小中学生や企業にも協力してもらい地域の見守りの目を増やします。

- イ 山坂が多い地域なので、介護予防事業を広め、地域の方々が住み慣れた地域でいきいきと過ごしていただけるよう支援していきます。



ラン伴（チームオレンジ関係事業）

（２）地域団体との連携

- ア 連合自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、シルバークラブ、保健活動推進員など既存の組織や企業・商店、ボランティア等が連携して、相互理解を語り、情報を共有することにより、「安全で誰もが安心して暮らせるまち」を進めていきます。

- イ 地域ケアプラザは福祉保健の拠点として、地域の方々と共に「つながりの大切さ」「地域での見守りネットワーク」をより充実していけるよう取り組みます。「万が一のお守り ひまわりホルダー」「見守り協力事業者」の登録などの拡充を図っていきます。

- ウ 福祉関係者や関係団体、地域の方々と「地域ケア会議」を通して連携し、支援が必要な方が地域で暮らし続けることができるよう支援します。



地域ケア会議

- エ 買い物や移動等の課題については民間企業等と連携をして課題解決に取り組んでいきます。

（３）担い手の育成

- ア 地域ケアプラザで継続的にボランティア養成講座を実施することで、講座の参加後に地域の担い手につながるよう取り組みます。また、ボランティア活動が定着しやすくなるようにフォローアップ講座も行っています。

- イ 「福祉ネットワーク」の担い手募集のための研修を地域の方と協力しながら実施していきます。

- ウ 地区社会福祉協議会研修など、地域での研修内容を一緒に検討し、内容により講師の調整等を行うことで、研修が円滑にできるように支援します。

（４）防災の町づくり

- ア 当地域ケアプラザは災害時の福祉避難所として区役所と協定を結んでいます。そこで、当法人として策定している事業継続計画（BCP）に則り、大規模災害発生時には地域住民の協力を得ながら的確な動きができるよう備えを強化しています。

- イ 各地域の防災拠点の防災訓練に参加し、福祉避難所となる当地域ケアプラザ職員と地域との連携体制を強化していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域団体との連携

- (1) 担当地区の連合自治会町内会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、各地域の情報を共有するとともに地域ケアプラザの事業等案内や介護予防の啓発等を行います。
- (2) 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性のある高齢者に関する情報の共有を図っていきます。
- (3) 地域のサロンに出向き、出張相談や事業紹介、講座などを実施します。
- (4) 「福祉ネットワーク」と連携し、地域で困りごとのある方への支援をします。
- (5) 保健活動推進員、食生活等改善推進員（ヘルスマイト）と連携し、介護予防や食生活改善などの講座等を実施します。
- (6) 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、顔の見える関係を構築する中で災害時における協力関係の強化を図っていきます。

2 行政との連携

- (1) 区及び地区別の地域福祉保健計画については、区役所・港南区社会福祉協議会と「地区支援チーム」の一員として、情報交換し、地域の方々とともに推進します。
- (3) 総合相談支援については、区役所・関係機関と連携を図り、チームケアに結びつけることで相談者が安心して生活できるよう支援します。また、困難事例等については、区役所との定例カンファレンス等で情報共有と支援方法について検討をします。
- (4) 区役所やふれあい公園に近い立地のため、「ひまわりフェスタ」等事業の際には、連携を図っていきます。
- (5) 区内の所長会や専門職会議等で情報交換し、区行政に協力します。

3 港南区社会福祉協議会との連携

- (1) 地域福祉保健計画の推進や生活支援体制整備事業の推進や協議体、各種連絡会を通じて、連携します。
- (2) 区役所及び第1層生活支援コーディネーターと連携し、「移動販売の実施」や「居場所づくり」の推進に取り組みます。
- (3) ボランティア育成やボランティアコーディネーターに関して協力体制をとります。
- (4) 権利擁護事業「あんしんセンター」と連携し、支援します。



移動販売

4 医療関係者との連携

- (1) 協力医の来所時に、地域の方やケアマネジャーからの相談内容等の医療的なアドバイス

を受けるなど情報交換を行い、より質の高いサービス提供に活かします。

- (2) 医療機関（急性期、回復期、精神科など）の地域連携室と連携をとり、よりスムーズに支援ができるようにします。
- (3) 港南区在宅医療相談室と連携し、情報交換し、地域の方々へのより良い支援に活かしています。
- (4) 地域の医療機関と介護予防講座や地域のお祭りの際の健康チェックを協働で実施します。

5 他機関との連携

- (1) 区役所・港南区社会福祉協議会・他の地域ケアプラザと協働で、定年後の方向け講座「セカンドライフ大学校」を実施し、終了後に地域のボランティアとして、新しい担い手として活躍の場を提供します。
- (2) 区役所・港南区社会福祉協議会・他の地域ケアプラザと協働で、港南区全体の障害者に向けての事業を行い、障害者と地域のつながりを作ります。
- (3) 区内の医療・福祉事業者がより良い関係でネットワークを構築し、連携しやすくなるように協働で会議や勉強会を開催します。
- (4) 地域ケア会議を開催し、地域の方々と多くの専門職とともに個別課題や地域の課題に向けて取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- (5) 地域子育て支援拠点、区民利用施設と情報交換し、事業等を通して、連携を深めていきます。
- (6) 療育センターや特別支援学校と情報交換し、事業や講座を通して、連携を図ります。
- (7) 買い物支援や移動支援についての活動が継続できるよう、福祉施設や企業等と連携します。
- (8) 商店や薬局、金融機関、企業等に、港南区の取組である「ひまわりホルダー」の見守り協力事業者としての登録をお願いするなど見守り体制の構築を進めます。
- (9) 地域ケアプラザから遠く、利用しにくいエリアの方々への出張相談や事業実施のため、公共施設や福祉施設などとも連携を図ります。
- (10) 横浜刑務所と連携し、受刑者の社会復帰のための社会貢献作業の受け入れや、受刑者の高齢化の対策として、受刑者への介護予防講座の実施や刑務官の介護指導を支援します。

6 他の地域ケアプラザとの連携

- (1) 区内や法人内の職種ごとの専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などで、より充実した取組が行えるようにします。
- (2) 港南区及び地区別の地域福祉保健計画について、情報交換し、より良い支援ができるよう努めます。
- (3) 他の地域ケアプラザと担当圏域が重なる地域は、両地域ケアプラザから距離がある地域

であるため、情報の共有を行うことで、地域の方々の様々な活動ができる体制やサービスを利用しやすい環境づくりに連携して取り組んでいきます。

(4) 合築施設との連携について (該当施設：東永谷地域ケアプラザ、野庭地域ケアプラザ)

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<基本理念>

基本理念 1

お客様の満足

- ・ 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話対応・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

基本理念 2

人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- ・ 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることができる協会を目指します。

基本理念 3

公正で透明感のある協会倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちが鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右の約束(エンゲージメント)について誓約した上で採用しています。

<エンゲージメント>

令和5年4月1日

協会の理念と私たちの約束

お客様の満足

- ① お客さまのお話はしっかりとお聴きし、そのお気持ちと願いを受けとめて行動します
- ② 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- ③ 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- ① 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- ② より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- ③ 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- ① 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- ② 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- ③ 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

社会福祉法人横浜福祉サービス協会

験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。

<DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進>

令和6年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別を実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

3 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れていますが、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1 人員配置

約 4,000 人の職員と 60 の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめるため、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めていきます。

2 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置しています。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

3 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

(1) 新規採用

- ア オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止
- イ 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化
- ウ 法人ホームページの採用サイトの情報充実
- エ 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保
- オ 管理職経験のあるキャリアの採用
- カ 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

(2) 必要な有資格者の確保と離職防止

- ア 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助

- イ プリセプターやメンターによる支援
- ウ キャリアアップを意識した人事異動
- エ 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
- オ 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

(3) 管理職の確保

- ア キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
- イ 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
- ウ 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
- エ 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
- オ 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。



研修センター主催研修

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。

<研修センター主催研修実績>

	令和5年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数
階層別	43	840	39	627
課題別	21	540	19	362
職種別	68	881	70	860
資格取得	15	431	19	449
合計	147	2,692	147	2,298

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的で開催し、

業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っています。

2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。

更に感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

4 緑化の管理

空きスペースの植栽等により緑化の推進に努めています。



ケアプラザ空きスペースの花壇

5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修については、状況を確認しながら計画的に区と協議を行い適切に対応していきます。

6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期します。

1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

2 事故・急病への対応

(1) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

(2) 再発防止のための対策

ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。

イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。

ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。

エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。

オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時の対応

1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに可能な限り迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に数回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

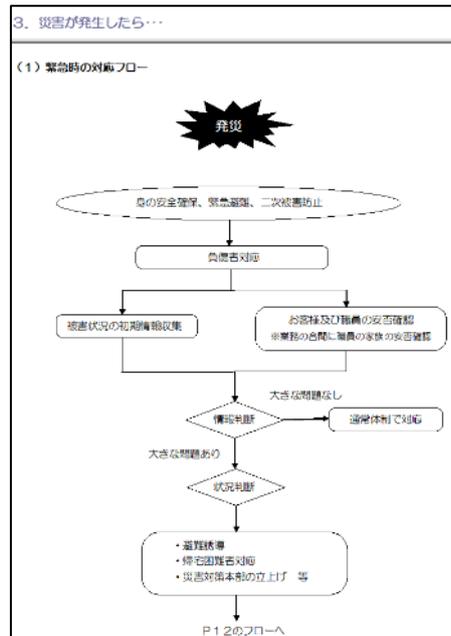
2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えています。



(上)「緊急時の対応フロー」
事業継続計画より

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

1 災害に備えるための取組

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに可能な限り迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の「事業継続計画（BCP）」を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。安否確認メールについては、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行っています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

2 感染症の発生・まん延に備えるための取組

感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「事業継続計画（BCP）」を策定しています。事業継続計画に則り、感染症の発生・まん延時においては、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。

事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的実施していきます。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

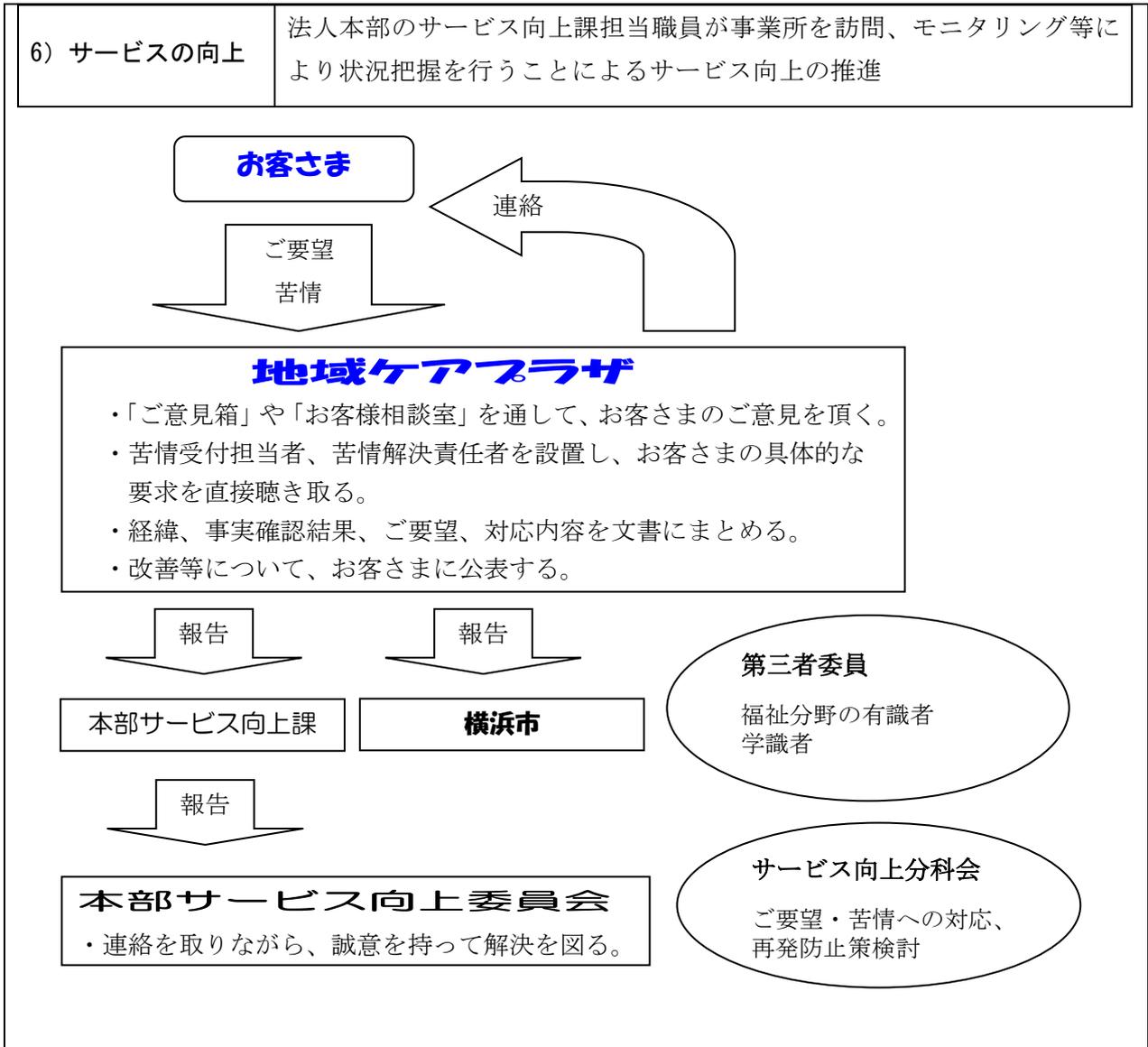
公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

コンプライアンスの徹底	
1) 地域特性に合わせたコーディネート	アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施
2) 運営基準の遵守	ア 法人内で概ね毎年 10 カ所程度「定期的に内部監査」を実施 イ 監査法人による会計監査の実施
3) コンプライアンス推進課の設置	法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上
4) 公正中立	ア お客さまのご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的の実施し事業所の特色を把握 イ 事業所選定に偏りが出ないように管理

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。	
1) 要望・苦情への対応	ア 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 イ お客さまからのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応
2) 第三者委員会	公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備
3) ご意見箱	ア いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 イ 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止
4) アンケート	事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施
5) お客様相談室	ア お客さまからのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置 イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

1) 個人情報保護規程の策定	<p>ア 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」を策定</p> <p>イ 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化</p>
----------------	---

2) 研修	<p>ア 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出</p> <p>イ 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施</p> <p>ウ 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うよう周知・徹底</p>
3) 個人情報の取扱	<p>ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管</p> <p>イ 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理</p> <p>ウ 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェックした後、記録を行う</p> <p>エ 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底</p> <p>オ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載</p> <p>カ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化</p>

2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

1) 情報公開規程の策定と実施	<p>ア 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」を策定</p> <p>イ 積極的な情報開示 情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示</p>
2) 情報提供	<p>ア 法人ホームページによる情報提供 法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。</p> <p>イ 横浜市ホームページによる情報提供 市に必要な書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載</p>

3 人権尊重への取組

当法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

<p>研修</p>	<p>全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底</p>
-----------	--

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

1 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

その他、外出・訪問用には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO₂排出量の削減に貢献しています。

2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

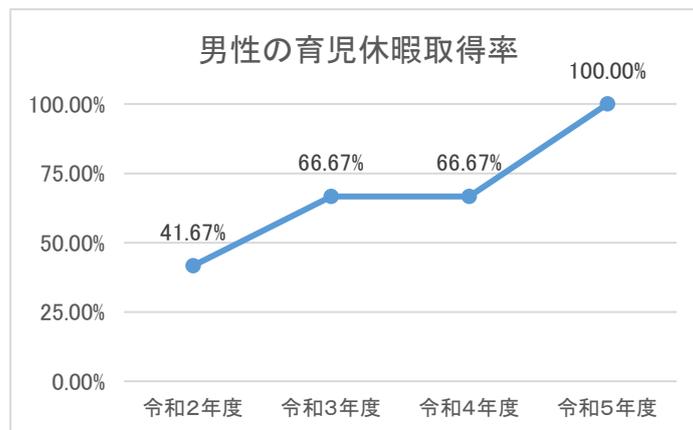
5 環境への配慮

- (1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。
- (2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。



5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 施設の利用促進について

地域ケアプラザ施設利用マニュアルに基づき、公平な場の提供をしています。当地域ケアプラザは立地が良いことから、各貸室の稼働率は高く、特に日中の多目的ホールは申込が重なり、調整が必要です。そのため、厳選な抽選により、貸室利用団体を決めています。

2 有益な情報提供を行う方法

(1) ホームページ

貸室空き状況を館内に掲示する他にホームページに掲載し、最新の空き状況を見ることができ、予約をよりスムーズに行えるようにしています。また、各種事業もホームページに掲載し、チラシ・区広報紙では情報が届きにくい若い年代にも情報をお知らせできるよう工夫します。

(2) 広報紙やチラシの活用

広報紙（年6回発行）や地域包括支援センターの紹介チラシを連合自治会町内会定例会、自治会町内会、民生委員児童委員定例会、地域サロン等でご案内・ご説明させていただいています。また、広報紙や地域包括支援センター紹介チラシ・事業チラシは自治会町内会で回覧していただくことで、周知を図ります。

広報紙、事業のチラシは区役所やスポーツセンター、地区センター、地域子育て支援拠点などに配架を依頼し、周知を図っています。また、自主事業や出前講座等で配布・周知を行います。

館内の情報コーナーにはわかりやすく、また手に取りやすい工夫をして配架し、今後の事業についてのチラシ等を設置、掲示しています。また、横浜カレンダーや区の広報紙などの媒体へ積極的に事業案内の掲載をします。

(3) イベントを活用した情報提供

地域のイベントや地域ケアプラザ主催「ひまわりフェスタ」「そよかぜまつり」「オレンジリボンたすきリレー応援イベント」「港南メディカルフェスティバル」等イベントの機会を利用し、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも周知や情報提供を行います。



オレンジリボンたすきリレー

(4) 「よこはまウォーキングポイントリーダー設置」

リーダーを設置したことにより、これまで地域ケアプラザに来館されることがない方が立ち寄ってくださり、地域ケアプラザの機能及び事業の周知に役立っています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- 1 当地域ケアプラザの事業方針は、職員だれもが「身近な相談者」「つながりを大切に」「地域が主役」「お一人おひとりを大切に」を目指し、来館者にとって、相談しやすい雰囲気づくりに努めていきます。
- 2 どんな些細なことも気軽に相談していただけるよう、広報紙や出前講座、事業などの際は、機会あるごとに広報していきます。相談には真摯に向き合い、迅速、的確に対応するとともに、必要に応じて適切な関係機関に繋げます。
- 3 地域ケアプラザの広報紙「それいゆ通信」に様々な情報とともに地域包括支援センターのコーナーを設け、幅広い年代の方に対して、子ども、障害者も含めた地域の身近な相談窓口であることを周知します。
- 4 「地域包括支援センター」のパンフレットを作成し、地域の皆様のみならず、薬局や小売店、金融機関、区民利用施設等にも配布し、身近な相談窓口を周知します。
- 5 介護サービスの情報に限らず、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、高齢者・子育て・障害者等、支援を必要とする方に情報提供します。
- 6 区役所、港南区社会福祉協議会、サービス事業所や医療機関、子育て、障害の専門機関と連携し情報を共有します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 各事業担当者間の連携

- (1) 地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士）、所長の6職種（以下、「6職種」という）は月に1回、6職種会議を開催し、事業や出前講座、会議等で得た地域状況や課題を共有し、支援方法の検討を行います。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートやマップを活用し、地域ニーズを抽出し、地域ニーズに基づく支援を行います。また、通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行います。
- (2) 地域ケア会議、協議体、介護予防事業、権利擁護事業、認知症支援事業等を推進する際は、常にその方向性について協議し、報告を密にしながら、地域ケアプラザ全体で推進します。
- (3) 現在市内数か所でモデル実施をしている「チームオレンジ」事業について、当地域ケアプラザでは「6職種」が協力して行っていることが特徴であるため、横浜市で行った地域ケアプラザや市職員対象の「チームオレンジ」事業説明会で事例の発表をしました。今後も推進していきます。

2 関連施設との連携、情報共有

- (1) 立地の関係などで、なかなか地域ケアプラザにいらっしゃりにくい方々にも情報やサービス等が行き届くよう、地区センターやコミュニティハウス等と連携し、共催事業や出張相談などを行い、協働して地域支援に取り組みますオンラインでの事業も実施していきます。



ZOOMを使った事業

- (2) ネットワーク会議等を通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより生活しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- (3) 地域子育て支援拠点や学校、保育園との共催事業や、交流・福祉教育・職場体験の受け入れなどを通して情報を共有し、連携を深めていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 各地区連合自治会町内会や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会の定例会、福祉ネットワーク会議、子育て連絡会に参加し、各地域の情報を共有します。また、各団体の活動を把握するとともに地域ケアプラザの役割や事業案内、介護予防の啓発等を行います。
- 2 各地区の地域福祉保健計画を通じて、地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員・児童委員やシルバークラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働していきます。
- 3 見守り事業「ひまわりホルダー」の周知・活用により、警察署・消防署・医療機関等とのネットワーク構築や連携を強化していきます。また、担当地区中学校や商店・企業・事業所でも周知を行い、「見守り」の輪を広げます。ゆるやかな見守りに協力していただける「見守り協力事業者」の登録を推進します。
- 4 区内コーディネーターが地域活動交流研究会、虐待防止連絡会、子育て連絡会、自立支援協議会等の会議や合同研修に役割分担して参加し、事業の取組や研修の紹介、参加団体の紹介などの情報交換を行って連絡を図ります。
- 5 港南区地域子育て支援拠点・コミュニティハウスと連携し、協働で子育て支援事業を開催します。
- 6 地域サロン等に定期的に参加し、出張相談を実施し、サロン等の参加者のみならず、サロン主催者や民生委員の相談をいつでも受けられるようにします。
- 7 区内の居宅介護支援事業所の連絡会を港南区福祉保健センターと区内の地域包括支援センターと協働で支援し、事業所同士の連携を図ります。
- 8 各地区民生委員・児童委員とケアマネジャーやサービス事業者等の連絡会を開催し、サービス事業所や関係団体と地域の民生委員等とのつながりが強くなるよう支援します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 港南区区政運営方針の基本目標◇地域の皆様と協働でつくる「安全で誰もが安心して元気に暮らせるまち」を、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、区とともに自治会町内会や民生委員・児童委員、地域活動団体と連携をとり、その実現に向けて取り組みます。
- 2 第5期区地域福祉保健計画策定への参画と策定後、区や関係機関とともに計画の実現に向けて取り組みます。
- 3 担当している上大岡地区、笹下地区、日野第一地区の地区別計画では地区支援チームの一員として、地域活動交流・生活支援コーディネーター・地域包括支援センターの担当者が参加し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の事務局として地区を支援

します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- 1 港南区地域福祉保健計画については、区所長会や区専門職会議で、地域の状況や課題等を意見交換し、区地域福祉保健計画の策定や推進に取り組みます。
- 2 地区別計画策定については、意見交換会や地域の検討委員会に参加し、地域の課題を把握します。また、個別支援を行っている専門職を交えながら、支援チームで共有した課題等を地域の方々と共有することで、地域の方々だけでは把握しきれない課題も一緒に検討する機会とします。
- 3 区役所、港南区社会福祉協議会と連携し、地区別支援チームの一員として、地域の状況や課題について6職種で共有します。その情報を地域ケアプラザ全体で共有し、地域の課題解決に向けて、各地区の状況に応じながら、できることから、地域の方々と一緒に、計画の推進に取り組みます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者、障害者、子育て支援などそれぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるよう自主事業を展開します。参加者にはそれぞれの事業の目的や地域ケアプラザの役割等を明示、周知し、福祉保健活動の推進につなげます。また、実施に当たってはボランティアグループ、地域グループ、地区社会福祉協議会、関係団体、街のアドバイザーなどの協力を呼びかけ、地域の方のつながりが深まるように支援します。

1 高齢者支援

地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターが連携し、高齢者の居場所づくりや交流、介護予防事業を実施します。定年後のボランティアの協力のもと開催している「歌声喫茶」は多くの方の参加がみられます。今後もボランティアとともに企画運営した事業の充実を図ります。

2 子育て支援

地域の子育て支援者の協力のもと、0歳～未就園児向け講座を途切れることなく開催し、親子の居場所・交流の場を設け、孤立することないよう地域とのつながりを作ります。また、ひまわりフェスタなどのイベントを通じて、親子に向けて地域ケアプラザの周知を行います。

3 障害者支援

民生委員・児童委員と当事者の擁護者をつなぎます。災害時に障害者が孤立しないよう、地域防災拠点訓練に参加できるよう調整を図ります。

療育センターや特別支援学校と連携し、障害者を理解していただく講座を実施します。また、特別支援学校の生徒を講師とした講座を開催し、地域とのつながりを作ります。

高齢者と障害者のどちらも参加できる手芸の講座を開催します。

4 世代間交流

関係団体やボランティア等と連携し、誰もが参加できる居場所づくりをすすめ、世代間交流を実施します。

高齢者と小学生向けの囲碁教室や地区民生委員・児童委員と協働で、月1回世代間交流のサロンを開催し、子ども・親・高齢者の3世代の交流を図ります。

5 人材育成

よこはまシニアボランティアポイント登録会を含めたボランティアスタート講座を開催し、修了生を自主事業の設営・受付等や地域のサロン・祭りでの活動、デイサービスボランティアなどにつなげます。

港南区社会福祉協議会との共催事業「セカンドライフ大学校」の修了生を自主事業や地域のサロン、祭りなど福祉活動につなげます。

6 地域との連携・交流

単一自治会町内会、シルバークラブ、祭り、拠点・サロン等に6職種で出向き、出前講座等で地域ケアプラザの周知や介護予防、介護保険制度等、地域や対象者が理解しやすい手段で情報を提供します。また、各地区の行事や祭りにもブースを出店し、地域の取組の支援を行います。

7 自主化への支援

自主事業から発展した自主サークルがスムーズに活動できるよう支援します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行っていきます。

1 施設の利用率向上の対策

(1) 施設の積極的紹介

ア 地域の多くの皆さまに利用していただくために、自治会町内会や民生委員児童委員協

議会の会議、高齢者サロン等、人が集まる機会を捉え、地域ケアプラザの役割について広報し、利用につなげます。

イ 地域の運動会や祭り、イベント等、行事に積極的に参加し、貸室を含め地域ケアプラザの機能についてPRします。

ウ 「歌声喫茶」「花のある暮らし」「どれみの森のお友達」「ささげひまわりサロン」などの自主事業を通じて、高齢者、障害者、子育て世代など幅広い層への情報提供をします。

エ 利用率が比較的低い平日の夕方時間帯の利用を促進するため、近隣の障害者支援施設との共催事業や、子どもの居場所事業を検討し、実施するとともに、活用していただけるよう、情報提供し広報します。

オ 年1回登録団体交流会を開催し、お互いの活動を理解しあうことで、活動の場を広げます。

(2) イベント開催

ア 「ひまわりフェスタ」や「港南メディカルフェスティバル」など、誰でも気軽に参加できるイベントを積極的に行います。

イ 子ども虐待防止啓発「オレンジリボンたすきリレー」応援イベントを地域の方、貸室登録団体を含めたボランティアと協働で開催します。



ウ 港南区生活支援センター・他関連施設・作業所と共催で「港南ネットまつり」を開催します。

エ 地域住民と近隣4施設（港南区社会福祉協議会、オレンジリボンたすきリレーボランティア港南中央地域活動ホーム「そよかぜの家」、港南区生活支援センター、つくしんぼ保育園）との共催事業「あおぞら交流会」「そよかぜふれあいまつり」の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会、利用者、職員同士の交流の場を提供します。また、災害時に連携ができるよう、「5施設合同消防訓練」を毎年実施します。



あおぞら交流会



5施設合同防災訓練

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア育成についての考え方

当地域ケアプラザでは、「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味を持ってくれる人が増加するよう取り組んでいます。担い手と期待される団塊世代の方々が活動しやすいような取組を行います。

当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容も多岐にわたっています。デイサービスでのボランティア活動や自主事業及び出前講座の運営のほか、地域のサロンなどでの活動支援も積極的に行っています。

2 ボランティア育成の取組

(1) 育成体制

- ア 地域活動交流コーディネーターが、ボランティア活動に関しての相談、情報提供を一元的に行っています。今後も、スムーズな受け入れと、活動継続に向けたサポートを行っていきます。
- イ 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげています。
- ウ ボランティア活動に興味を持つ方が、安心してボランティア活動を始められることができるように「コミュニケーション」「認知症について」等を学ぶ講座「ボランティアスタート講座」を開催し、新しいボランティアの育成を行います。
- エ ネットワーク形成の一步として、年1回、日頃の活動への感謝とボランティア同士の交流・情報交換を行う個人・団体ボランティア交流会を開催します。また、貸室登録団体のボランティア活動を支援するために、自主事業中でのボランティア活動の場の提供を積極的に行います。
- オ 小中高生の福祉教育や職業体験を積極的に受け入れ、幼少からボランティア活動に親しむように働きかけます。

(2) 活動環境整備

- ア 個人・団体ボランティア交流会を実施し、日頃の活動に関しての感謝と労いを伝え、情報交換を通じた他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるよう交流を深めていきます。
- イ 貸室登録団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供しています。地域ケアプラザの自主事業でのお手伝い・デイサービス・地域のサロンでの活動など、連携を図りながら、活動のコーディネートを行っています。
- ウ よこはまシニアボランティアポイント事業の情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを行っています。ボランティアスタート講座の中でもいきいきポイント登録

研修を実施します。

(3) 広報活動

- ア 地域の方にボランティアについて知っていただけるよう、当地域ケアプラザの広報紙「それいゆ通信」にボランティア活動の内容を随時掲載します。
- イ 当地域ケアプラザのボランティアの活動を港南区社会福祉協議会、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など地域の方々に広く周知をします。

(4) 研修等の実施

- ア 初めてボランティア活動をされる方に適正なボランティア活動を行っていただくため、「ボランティアの基礎や心構え」「個人情報」について説明します。
- イ 多くの方にいろいろな立場でボランティア活動に参加していただけるよう、支援します。地域で様々な特技やノウハウを持っている方を活動につなげるよう働きかけていきます。
- ウ 継続してボランティア活動ができるよう、スキルアップを目的とした講座を開催し、積極的に参加を呼びかけます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集

- (1) 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれ集めた地域情報は当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や5職種会議、区役所との連絡会等で共有します。
- (2) 各職種が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、地域における支援に活かします。
- (3) 地域で開催されている会合やサロン、自治会町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集に努めます。

2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して館内の見やすい場所に配架、掲示します。また、自主事業等でも広報し、周知します。
- (2) 地域の方に向けた広報紙「それいゆ通信」を2か月に1回作成し、地域ケアプラザの自主事業に関する情報提供を行います。広報紙は自治会町内会の協力のもと、上大岡・笹下・日野第一地区で回覧により提供します。同時に各事業を紹介するチラシを専用パネルに掲

示周知するとともに、近隣施設にも配架を依頼し、地域の方々への情報提供を行います。

- (3) ホームページを随時更新し、回覧板や掲示板・区広報紙を目にする機会の少ない若い世代の方や多忙な方などにも活用していただけるよう工夫し、多くの方に地域ケアプラザの情報を提供していきます。
- (4) 地域の広報紙の作成委員会に参加しています。活動予定や報告、部会の紹介、意見交換会の報告を行うことにより、地域の方々に広く地域福祉保健計画を周知します。
- (5) 子育て支援事業の開催予定や地域ケアプラザ及び地域子育て事業情報を集約し、「子育てに関する情報コーナー」にて、情報提供を行います。
- (6) 貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供に努めます。
- (7) よこはまウォーキングポイントのポイントリーダーを利用する目的で普段は地域ケアプラザを利用しない方々も多く来所する為、ポイントリーダー近くに事業のチラシを配架する等、地域の福祉保健に関する情報提供を行います。また、こちらから声を掛け、様々な世代の方々のニーズ把握に努めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 当法人では担当地域のアセスメントシートを作成しています。入力した統計データや地域資源、相談件数等のデータと合わせて、地域包括支援センター、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業、通所介護事業、居宅介護支援事業の各職種から見た地域の強みや課題、住民から聞くニーズや困りごとなどを把握、共有します。
- 2 地域で行われている会議や行事、サロンなどの様々な地域活動に参加する中で地域の方からのニーズや困りごとを把握します。
- 3 介護サービス事業所からはサービス提供をしている中で聞く利用者からの介護保険外のニーズや地域に貢献できること、薬局、金融機関、企業などからは業務を通して見える地域住民の様子などを聞くことで幅広い情報を把握します。
- 4 収集した情報は独自に作成した地図上に落とし込み、視覚的にも情報の共有化を図ることで、それぞれの地域特性を把握、分析しやすいように取り組みます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- 1 地域ケアプラザ以外の個別支援を行っているケアマネジャーの事業所等と情報共有の場を設けることで、それぞれが利用している様々な社会資源サービスの把握に努めます。
- 2 地域住民からは会議の場等で、地域のお店の取組やサービスについて聞く機会を設け、住民が知る身近な資源の情報を把握します。
- 3 把握した地域資源の情報を項目別に分けて利用がしやすいものを作成し、地域活動サービスデータシステム「Ayamu」のデータと合わせてケアマネジャー、地域住民へ配布できるようにします。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- 1 住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、地域の支援者や団体、関係機関、活動場の責任者などとの協議体で取り組みます。
- 2 地域ケア会議など地域の課題を共有する会議などを活用し、効果的な活動の場やサービス提供について創出・発展に努めます。
- 3 高齢者や認知症の問題だけではなく、障害者の生活や子どもの居場所、8050問題や青少年のヤングケアラーなどの地域の様々な課題についても地域の団体や関係機関等と情報を共有し、解決に向けて取組を推進していきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- 1 山坂や階段のある地域が多く、下肢筋力が低下すると活動の場やサロンなどへの外出が困難となります。閉じこもりがちにならないためには容易に外出が可能な場所で活動できる環境を作ることが必要です。
- 2 坂の上にあるコミュニティハウスやお寺などを利用して介護予防活動や居場所づくりを行います。
- 3 坂の上にある商店が閉店していくため買い物が不便となる地域が増えており、そのような地域には移動販売実施を支援しています。しかしながらこのような地域が多く、移動販売が充足されているとは言えないため、更なる拡大に努めていきます。
- 4 坂の上の地域は道が狭く、バス便などがなく通院などの移動手段が課題となっています。高齢者の活動場所の確保・拡大、移動販売の拡充、移動手段の検討などを地域の支援団体や施設、関係機関等と連携・協議を進めていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 坂の上の地域等では空き家も増え、向こう三軒両隣の関係が薄れていく状況があります。地域の高齢者等からの総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が必要に応じて訪問等を行い、迅速に対応します。また、高齢者のみならず、子どもや障害者に関する相談については、適切な相談・関係機関につなげます。
- 2 区役所や地域の関係者（民生委員など）、医療機関、支援機関等と連携し、支援していきます。
- 3 地域ケアプラザの特性を活かし、地域活動交流や生活支援コーディネーターと地域包括支援センター職員が連携し、制度利用にとどまらずインフォーマルサービスなどを活かし、支援につなげていきます。
- 4 総合相談の内容については、地域毎に分析し、その課題を「地域ケア会議」で検討します。また検討を踏まえ、出前講座の時には、その地域に応じた講座を行います。
- 5 当地域ケアプラザの担当地域は広く、山坂も多いことから、地域ケアプラザへの来所が難しい方もいらっしゃいます。そのため地域で行われるサロン等に参加し、その場で相談を受けられるよう地域へ出向きます。また、地域の商店・企業等に地域包括支援センターが相談窓口であることを周知し、相談につながるよう連携していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 駅周辺の金融機関などから、認知症の方への対応についての相談が増加しています。当地域ケアプラザは令和4年度から「チームオレンジ」のモデル実施を行う地域ケアプラザとして、様々な認知症支援事業に取り組んでいます。この「チームオレンジ」事業は令和7年度から全地域ケアプラザで実施予定ですが、これまでの実績を活かした取組をします。
- 2 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、地域のキャラバンメイトの活動を支援し「認知症サポーター養成講座」を開催します。キャラバンメイトの会議を定期的で開催し、キャラバンメイトのスキルアップにつなげていきます。また、自立した活動が継続できるよう支援します。
- 3 子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、



認知症サポーター養成講座

福祉学習の一環として近隣の学校で認知症サポーター養成講座を開催しています。また、企業が多い地域のため、企業等に向けた「認知症サポーター養成講座」や「認知症の方への対応について」の講座を開催します。

- 4 気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が地域包括支援センターであることを地域の方に向けて様々な機会でも知します。
- 5 「ひまわりホルダー」を、広く地域住民、サービス事業所、企業等などに周知し、認知症の方を地域で見守る輪を広げ、だれもが安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- 6 介護者支援として、介護者のつどいを支援し、介護者の参加につなげます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の人権や権利を守るために「成年後見制度」「相続・遺言」等の講座を開催し、港南区版エンディングノート「想いを結う」の普及啓発に努めていきます。また、エンディングノートを記入し自己決定できるよう、記入に必要な制度等の情報を提供する講座を地域の方向けに開催します。
- 2 成年後見制度については、支援が必要な方やそのご家族に対しては、関係機関と連携しながら概要や手続きの流れを説明し制度を理解していただき、適切に制度を利用できるよう支援します。
- 3 高齢者を狙う様々な詐欺被害にあわないよう、出前講座や事業、サロンなどで、わかりやすく周知します。
- 4 高齢者虐待に関しては、予防・早期発見の視点に立ち、区役所、民生委員、ケアマネジャー、サービス事業所と連携し啓発を行っていきます。虐待対応については、専門的継続的に関係機関と連携を図り支援していきます。また、介護者支援として、「介護者のつどい」につなげます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 地域のネットワーク作りのため、民生委員・児童委員の定例会や地域の行事に参加し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応に努めていきます。
- 2 区内地域包括支援センターと協働で、行政の情報や専門家を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを行います。学びと共に事例検討も開催し、困難な事例等にも安心して相談できる場の提供をします。

- 3 ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例等については適宜同行訪問していきます。区との定例カンファレンス等で情報共有と支援方法の検討をしています。
- 4 ケアマネジャーが地域の社会資源を活用した支援が行えるよう、エリア内のインフォーマルサービスを周知します。また、担当者会議等にも積極的に参加し、個々のケースに合わせた情報提供ができるように努めます。

■在宅医療・介護連携推進事業

在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、退院調整時の支援や、医療に関する勉強会の参加や「港南区医療機関マップ」活用の促し、医療と介護の連携を意識したケアマネジャー支援に努めていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 1 個別レベルの地域ケア会議を積み重ねていく中で、地域の課題を抽出します。また、保健医療福祉関係者、薬局、金融機関、企業や商店などから困りごとをお聞きし、より多くの地域の課題を把握します。
- 2 民生委員・児童委員、保健医療福祉関係者等の地域の方々や、必要に応じて警察や消防などと、抽出した地域課題の共有と意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。
- 3 地域ケア会議で共有された課題は解決に向けて、地域の関係者や関係団体、区役所、港南区社会福祉協議会等と協力し、住みよい地域になるよう取り組んでいきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える中、本人の意思や人格を尊重し、適切な福祉・保健・医療サービスを提供することで、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

お一人おひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応をします。

2 人員の確保・育成

地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施しています。日常的な情報交換のほかに、月1回会議を行い、各担当者の支援業務に活かせるようにしています。

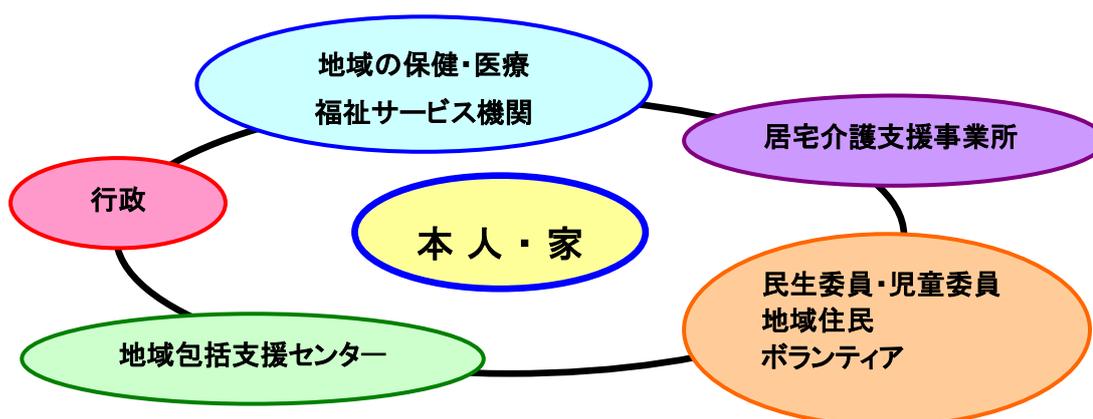
3 コンプライアンスの徹底（公正・中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防ケアプランを作成します。また、指定居宅介護支援事業者への業務委託をする際には、お客さまのニーズに則した事業者を選定できるよう情報を把握し、提供します。

4 具体的な支援内容の計画

- (1) 契約、担当者会議等の訪問時には要支援者であるご本人、家族、委託先の担当居宅介護支援事業者やサービス事業所等すべての関係者に対して介護予防を推進し、生きがいや役割をもって生活していくことの必要性を伝えケアマネジメントに反映できるようにします。
- (2) 介護保険等の公的なサービスだけではなく、当地域ケアプラザの自主事業・介護予防事業、地域での食事会やサロン等のインフォーマルサービスを活用し、自立支援の観点からケアマネジメントを行います。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 運営方針

要介護状態になった方も含めすべての高齢者に対して「自立支援」や「尊厳保持」を図り、住み慣れた地域で生活を継続できるように「自立を支援する」「要介護状態になることを遅らせる」「維持・改善を図る」ことが介護予防事業の目的です。

当地域ケアプラザは事業の中核となる存在として、普及啓発活動および支援活動を行います。

2 普及啓発

- (1) 介護予防の普及に向け、介護予防教室を開催します。
- (2) 民生委員・児童委員、保健活動推進員をはじめ地域の関係者との連携により、地域のサロン、シルバークラブの会合や食事会などへ出向き、介護予防に関する講座を通し、虚弱高齢者に関する認識を高め、また支援者には見守りや声かけのポイントを理解してもらい活動に活かせるようにします。
- (3) 区役所、港南区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関等と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発を行います。
- (4) 地域ケアプラザ内にとどまらず、ニーズの高いロコモティブシンドローム（運動器の状態の低下）改善予防体操、運動機能向上を目指した介護予防体操や、栄養改善講座、口腔ケア教室、認知症予防講座等の介護予防事業を地域に出向いて実施し、身近なところで介護予防に取り組めるきっかけとご近所同士、地域での関係性を築ける居場所を提供します。

3 介護予防事業の展開

- (1) 体力向上プログラム、認知症予防講座、音楽関連講座など介護予防に効果のある事業を実施しています。
- (2) 運動機能向上に関する事業を行い、介護予防の理解を深めるとともにボランティアスタート講座を企画、実施していくことで、将来地域の中で支援者となる方々の発掘に努め、介護予防サポーター（ボランティア）を育成します。

4 地域活動の支援

- (1) 地域のサロンや介護予防教室、ウォーキング教室等に参加した方が立ち上げた既存のサロン等が存続されるよう、担い手の方々と連携し内容の充実と新たな取組ができるよう支援します。
- (2) 「いつまでも住み慣れた地域で生活できる」を目標に、認知症に対する地域住民や企業、商店で働く方々の理解が深まり、地域で支えていけるよう、認知症サポーター養成講座を展開します。
- (3) 地域ケアプラザを利用しにくい地域の方が介護予防に取り組むきっかけとなるよう、身近な場所（町内会館や福祉施設等）を利用して介護予防講座を実施していきます。また、ボランティアの活躍の場としても提供していき、地域の方が地域の高齢者を支えていく仕組みを作ります。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 地域サロンや出前講座、出張相談などに6職種で参加し、地域の方や民生委員・児童委員、保健活動推進委員、シルバークラブ、地域のボランティア等との連携を図ります。
- 2 「地域福祉保健計画」を通して、地域の関係団体や地域の方と連携を密にし、課題解決に努めます。
- 3 「港南区ケアマネ連絡会」の後方支援や、ケアマネ勉強会への参加、「医福ネット港南」への支援を通じて、医療・介護の事業所間での理解を深め、事業所と地域の関係団体や医療・福祉の連携がより強化できるよう支援します。
- 4 各地区で「民生委員とケアマネジャー等連絡会」を開催し、民生委員とケアマネジャーやサービス事業所等が、顔の見える関係ができ、連携できるよう支援します。また、民生委員とケアマネジャーの情報共有できる「港南区民生委員・ケアマネジャー連絡票」の普及に努めます。
- 5 65歳以上の地域の方々等に、万が一のお守り「ひまわりホルダー」の活用について積極的にお知らせすることにより、警察や消防、医療機関等とのネットワーク構築や連携を強化します。また、企業や商店などの「見守り協力事業者」を増やすことにより、地域の方とともに企業や商店などの見守りの目を増やします。
- 6 地域課題の洗い出しや情報共有、解決の方法の検討やを行う「地域ケア会議」を開催し、個別支援の充実、関係機関等の連携促進を図ります。
- 7 「福祉ネットワーク」等のインフォーマルサービスの活動団体とケアマネジャー、サービス事業所等との連絡会を開催し、インフォーマルサービスの周知や連携を図ります。
- 8 重複する問題を抱えるケースには、港南区基幹相談支援センターや港南区生活支援センター等関係機関と連携し、より良い支援につなげます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 運営方針

居宅介護支援事業という名称は業務内容をイメージしにくいいため、「ケアマネステーション港南中央」という呼称とし、わかりやすく広報をしています。

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めます。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携を密にしながら、きめ細やかに対応をしていきます。

また、特定事業所として、お客さまの相談に随時対応できるよう 24 時間連絡が取れる体制をとっています。

(1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供をします。

- ・ 自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・ 認知症支援
- ・ 医療連携
- ・ 自己実現（QOLの向上）
- ・ 家族支援（レスパイトケア）

(2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

(3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客さまやご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めていきます。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年1回以上実施します。
- ウ 定期的に、法人本部でケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組みます。
- エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行います。
- オ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めます。
- カ 港南区ケアマネ連絡会に参加し、様々な研修を受講し、必要に応じて、役割を担います。

(4) 他の居宅介護支援事業所との連携

地域ケアプラザ内にある居宅介護支援事業所として、他法人の事業所と合同で、事例検討会を実施し、様々なケアマネジャーの視点を学び、この地域のケアマネジャーのスキルアップに努めます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（該当施設：東永谷地域ケアプラザ、下永谷地域ケアプラザ、野庭地域ケアプラザ、日下地域ケアプラザ、港南中央地域ケアプラザ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1 運営方針

(1) わかりやすい事業呼称

認知症対応型通所介護という名称はサービスの内容がイメージしにくいいため、当地域ケアプラザでは誰にでもわかりやすい「認知デイ わかば」や通所介護は「一般デイ かりん」という呼称に統一し、わかりやすく広報をします。

(2) 「お客さまに信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたります。

(3) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行います。

機能訓練指導員（看護職員）が、生活環境を把握し、自宅での生活自立に結びつく機能訓練を実施します。

(4) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。

また、ドライバーには安全運転研修を実施しています。

2 サービスメニューについて

(1) 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望される場合は、ご利用時の写真の提供をします。

(2) 終了前に、認知症予防や脳の活性化のためとお客さま同士の交流の機会となるため、その日の出来事や感想を日記帳に記入していただきます。

(3) 「スリーA（明るく、頭を使って、あきらめない）」方式認知症予防プログラムを実施し、「優しさのシャワー」と呼ばれる関わり方で、脳のリハビリや笑いで活気あふれる時間を提供します。

(4) 季節の行事を取り入れたレクリエーションやカラオケの機能を活用し、馴染みのある曲で行う歌謡体操で、楽しみながら介護予防につながる工夫をしています。

(5) 絵手紙などのサークル活動には、地域の技術や資格のある方に講師を依頼し、本格的な活動を行います。講師の先生がいらっしゃることで、お客さまが自ら計画を立て、目標を決

め取り組むことができます。

- (6) 地域にある保育園の園児や、小学生、中学生、高校生の児童・生徒の訪問を受け入れ、異世代交流を楽しむ機会とします。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も多く、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂きます。
- (7) 近隣の5施設合同の交流会を年間計画として実施します。戸外で、園児、障害者、地域の方々との交流を図ります。
- (8) 男性のお客さまの活動意欲向上のために、通信カラオケ、囲碁、麻雀、将棋、エアロバイクなどを行います。心身の健康維持に効果が得られます。
- (9) 法人オリジナル「チューリップ体操」や「ラジオ体操」「はまちゃん体操」をプログラムに取り入れ、実施します。
- (10) 食事はお客さまの大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけではなく、お客さまの嗜好等を考慮し、メニューや食材選び、味付け等を行い、お客さまに楽しんで召し上がっていただけるような食事やおやつを提供に努めています。手作りの家庭料理やおやつはとても好評です。また、嗜好アンケートを実施しお客さまの要望を反映できるよう、メニューづくりに取り組みます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客さまのニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

1) 自主企画事業	<p>ア 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収</p> <p>イ 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用</p>
2) 通所介護 認知症対応型 通所介護	<p>ア 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当</p> <p>材料費等をご負担いただくことで、お客さまの希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施</p>

2 運営費等を低額に抑える工夫

1) 組織的な取組	<p>ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全職員へコスト意識の徹底</p> <p>イ 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制</p> <p>ウ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減</p> <p>エ 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減</p> <p>オ 法人として、DX推進のためのロードマップを作成し、事務の効率化・ペーパーレス化、生産性の向上</p>
2) 事務の効率化	<p>ア 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担</p> <p>イ DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化</p>
3) 環境への配慮	<p>ア 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施</p> <p>イ 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入(予定)によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合機導入し不要な印刷による紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減</p>
4) 省エネルギー対策	<p>ア 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減</p> <p>イ 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減</p> <p>ウ 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約</p>

指定管理料提案書
(横浜市港南中央地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	11,097,756円	11,248,688円	11,401,667円	11,556,730円	11,713,903円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	168,382円	168,382円	168,382円	168,382円	168,382円
事業費		自主事業等に係る経費(材料費・ 講師謝金等)	□	1,028,331円	1,042,316円	1,056,492円	1,070,860円	1,085,424円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修 費、通信運搬費、印刷製本費、事 務消耗品費 等	□	3,211,491円	3,255,167円	3,299,438円	3,344,310円	3,389,793円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	8,393,539円	8,507,691円	8,623,396円	8,740,674円	8,859,547円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円	/	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>	/	0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額			/	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円
合計				22,597,499円	22,920,244円	23,247,375円	23,578,956円	23,915,049円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域
ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象 【内訳】 賃金水準スライド対象内件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>	35,644,306円	36,129,067円	36,620,424円	37,118,460円	37,623,272円
	賃金水準 スライド対象外 【内訳】 賃金水準スライド対象外件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>	839,347円	839,347円	839,347円	839,347円	839,347円
事業費	自主事業等に係る経費(材料費・ 講師謝金等)	<input type="checkbox"/>	373,159円	378,233円	383,377円	388,591円	393,876円
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修 費、通信運搬費、印刷製本費、事 務消耗品費 等	<input type="checkbox"/>	1,785,570円	1,809,854円	1,834,468円	1,859,417円	1,884,705円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	2,228,659円	2,152,541円	2,181,815円	2,211,488円	2,241,564円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円	/	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円	/	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>	/	-2,746,041円	-3,184,042円	-3,734,431円	-4,292,303円	-4,857,764円
合計			38,881,000円	38,881,000円	38,881,000円	38,881,000円	38,881,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+ (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	個人の給与が推測される可能性があるため、 非公表とします。 (人件費のみ非公表としても、合計額から逆算できるため、事業費・事務費も非公表とします)					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co						
事業費	自主事業等に係る経費(材料費・講師謝金等)							
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費等							
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>			0円	0円	-80,598円	-163,770円	-248,073円
合計			6,102,586円	6,183,541円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円	

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	一般介護予防事業に係る経費		154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市港南中央地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,597,499円	22,920,244円	23,247,375円	23,578,956円	23,915,049円
		地域包括支援 センター運営事業	38,881,000円	38,881,000円	38,881,000円	38,881,000円	38,881,000円
		生活支援 体制整備事業	6,102,586円	6,183,541円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			67,735,085円	68,138,785円	68,467,375円	68,798,956円	69,135,049円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	22,776,960円	23,086,727円	23,400,706円	23,718,956円	24,041,534円
		居宅介護支援事業	40,081,042円	40,626,144円	41,178,660円	41,738,690円	42,306,336円
		通所系 サービス事業	142,211,996円	144,146,079円	146,106,466円	148,093,514円	150,107,586円
			205,069,998円	207,858,950円	210,685,832円	213,551,160円	216,455,456円
	その他収入	0円	0円	0円	0円	0円	
		272,805,083円	275,997,735円	279,153,207円	282,350,116円	285,590,505円	
支出	内訳	人件費	197,036,299円	199,715,993円	202,432,131円	205,185,208円	207,975,726円
		事業費	14,623,558円	14,822,438円	15,024,024円	15,228,350円	15,435,456円
		事務費	32,544,768円	32,987,377円	33,436,005円	33,890,735円	34,351,649円
		管理費	19,605,853円	19,872,493円	20,142,759円	20,416,700円	20,694,367円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			263,810,478円	267,398,301円	271,034,919円	274,720,993円	278,457,198円
	うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円	
収支		8,994,605円	8,599,434円	8,118,288円	7,629,123円	7,133,307円	

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市港南中央地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
		配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。					
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

団体の概要

(令和 6 年 12 月 27 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはましふくしきーびすきょうかい) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地			
設立年月日	平成 9 年 1 月 14 日			
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和 6 年 12 月には法人設立から 40 周年を迎えました。			
事業内容等	<p>当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21 館）や特別養護老人ホーム（3 館）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。</p> <p>①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第 1 号訪問事業 ⑲第 1 号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉕計画相談支援 ㉖在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉗地域ケアプラザの受託運営 ㉘養護老人ホームの受託運営 ㉙高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉚福祉用具・用品販売</p>			
財務状況 ※直近 3 か年 の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	13, 235, 866, 425	13, 532, 507, 859	13, 712, 032, 341
	総支出	13, 056, 105, 675	13, 306, 223, 095	13, 433, 525, 138
	当期収支差額	179, 760, 750	226, 284, 764	278, 507, 203
	次期繰越収支差額	3, 308, 281, 592	3, 759, 649, 724	3, 707, 066, 633

連絡担当者	<div data-bbox="363 271 1426 353" style="border: 1px solid red; text-align: center; color: red;">個人情報のため、非公表とします。</div>
特記事項	